

平成30年度 第3回あま市空家等対策協議会 議事要旨

会 議 の 名 称	平成30年度 第3回あま市空家等対策協議会
開 催 日 時	平成31年3月18日（月）午後2時00分～午後2時57分
開 催 場 所	あま市役所 本庁舎2階 第3会議室 第4会議室
議 題	<p>(1) あま市空家等対策計画（素案）に関するパブリックコメントの結果（案）について</p> <p>(2) あま市空家等対策計画（案）、概要版（案）について</p> <p>(3) あま市空家等の適正な管理に関する条例（案）及び条例施行規則（案）について</p> <p>(4) あま市特定空家等の判定基準（案）について</p>
会 議 資 料	<p>【資料1】パブリックコメントの結果（案）</p> <p>【資料2】あま市空家等対策計画（案）</p> <p>【資料3】あま市空家等対策計画（概要版）（案）</p> <p>【資料4】あま市空家等の適切な管理に関する条例（案）</p> <p>【資料5】あま市空家等の適切な管理に関する条例施行規則（案）</p> <p>【資料6】あま市特定空家等の判定基準（案）</p>
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	公 開
出 席 委 員	<p>あま市長：村上 浩司 司法書士：中村 和雄 宅地建物取引士：寺尾 正嘉 土地家屋調査士：樹神 朗 建築士：杉本 茂 あま市議会建設産業委員長：加藤 正 あま市民生委員児童委員協議会代表：井村 なを子 海部東部消防組合 予防課長：吉川 賢一 あま市まちづくり委員会代表：北野 まり子 名古屋法務局 津島支局：北川 法香 あま市商工会会長：山田 精二</p>
欠 席 委 員	1人
傍 聴 人 の 数	1人
事 務 局	<p>加藤建設産業部部長、山田建設産業部次長、 森建設産業部次長兼土木課長、山内都市計画課長、 近藤主幹、小出課長補佐、川内主任</p>

会議の経過

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 空家等対策計画（素案）に関するパブリックコメントの結果（案）について

- ・事務局より資料に基づき説明を行う。

(質疑応答)

委 員： パブリックコメント結果の5番の意見に対しての市の考え方ですが、上から4行目の「企業や市民、NPO等の地域の皆様から積極的に情報を得る」とあるが、例えばどういった企業や業界、NPO団体を想定しているのか？

事務局： 企業につきましては、現時点で具体的に考えてはいません。
また、NPO団体につきましては、市民協働ということでまちづくりの関連から市民活動センターで活動されている団体がありますので、そちらを主体に連携をとって進めたいと思います。

委 員： 承知した。

会 長： 空家等対策計画（素案）に関するパブリックコメントの結果（案）についてご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

(2) あま市空家等対策計画（案）、概要版（案）について

- ・事務局より資料に基づき説明を行う。

会 長： あま市空家等対策計画（案）、概要版（案）についてご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

(3) 空家等の適正な管理に関する条例（案）及び条例施行規則（案）について

- ・事務局より資料に基づき説明を行う。

(質疑応答)

委 員： 条例は来年度のいつ頃を予定しているか？

事務局： この条例につきましては、本日ご協議していただき、ご承認をいただきましたら5月のゴールデンウィーク明けの5月8日から6月7日の1ヵ月間にパブリックコメントを実施させていただきます。
そここでご意見をいただき、精査した後に9月議会の上程を予定しております。

委 員： 承知した。
条例の第4条（立入調査等）の中で「職員又は委任した者に立入調査等の必要な調査をさせることができる」とあるが、この委任先はどこを想定しているか？

事務局： 専門的な内容を調査することになりますと、建築士事務所協会などをお願いするこ

とになります。

委員： 承知した。

委員： 条例施行規則の第3条（緊急安全措置）の中で、措置を講じたときは空家等の所有者等に通知しなければならないとあるが、所有者が判断力に欠ける（認知症等）場合にはどのようなになるのか？

事務局： 所有者が判断に困難を要する場合には、その身内の方に連絡を取らせていただくこととなります。

仮に所有者以外の方がみえない場合は、公示送達を行うこととなります。

また、最終的には裁判所に申し立てて相続財産管理人の選任で弁護士等が付くことになるかと思えます。

そういった法的措置は取っていきたいと思えます。

委員： 承知した。

委員： 先ほど質問で出た通知するというのは、立入調査前に行うのか？

事務局： 緊急安全措置に関わる通知に関しては、措置を講じた後に所有者等に行います。

また、立入調査での通知は、実際立入る5日前までに所有者等に通知します。

委員： その場合、所有者が入院中であつたり、連絡がつかない場合、また居住者が違うなどのトラブルはどのように対応するのか？

事務局： 立入調査につきまして、原則敷地や建物の中までは入りません。

基本的には道路から確認することになり、どうしても確認ができない場合に限り入ります。

委員： 承知した。

また、現場を見に行つた人が写真などを撮つて後日判断するということになるのか？

事務局： その通りです。

委員： 承知した。

会長： 空家等の適切な管理に関する条例（案）、空家等の適切な管理に関する条例施行規則（案）についてご異議ありませんか。

委員： 異議なし

（4）特定空家等の判定基準（案）について

- ・事務局より資料に基づき説明を行う。

（質疑応答）

委員： 判定は委任をされた方が出向いて行うという解釈で間違いはないか？

事務局： その通りです。

会 長： (4) 特定空家等の判定基準（案）についてご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

3 その他

・平成31年3月28日に公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会及び公益社団法人あま市シルバー人材センターと空家等対策に関する協定を結ぶ案内

会 長： 委員の皆様から何かありましたらお伺いします。

委 員： 今後はシルバー人材センターや宅建協会と協定を結ばれるとのことですが、司法書士会でも他の市町村と協定を順次結んでおります。

司法書士会では、所有者が認知症である場合や相続人が不明な場合に係る必要な手続きや調査であったり、また相続管理人、後見人の選任の申立てなどを行っておりお力添えになるかと思えます。

司法書士会だけに限らず、各種団体と協定を結ぶことを検討していただけたらと思えます。

事務局： あらゆる部門と連携をしながら空家問題に取り組んでまいりたいと思えます。

委 員： 特定空家の判定をする場合は協議会で認定することになると思えますが、その度に協議会を開催するのか、定期的に行われる協議会で認定するのか？

事務局： 協議会の中で判定をして認定することはありません。

最終判定は市長が行いますので、協議会の中では議題に上がった案件が特定空家と見なすのか様々な視点から協議してご意見をいただく場ということになります。

実際協議する場合は、定期的に行う協議会で協議するということは今のところ予定はしていません。

委 員： 承知した。

委 員： 空家の老朽化が激しく解体した場合、隣地との境界がわからなくなるケースがあると思うが、事前に境界を確認してから解体するプロセスがあってもいいと思うが？

事務局： 解体等するときは境界を事前にはっきり決めておくことは原則であると考えます。

委 員： 承知した。

以上